

# 産業建設委員会 会議録

=====  
日 時 平成30年8月29日（水曜日）  
午前10時開会 午後0時7分閉会  
場 所 第4委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項  
(1) 都市産業部関係について  
(2) 建設部関係について
  - 4 その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（8名）

委員長	小坂	博
副委員長	勝田	達也
委 員	内田	卓男
委 員	竹内	裕
委 員	川原場	明朗
委 員	矢口	清
委 員	柴原	伊一郎
委 員	吉田	千鶴子

---

## 欠席委員（1名）

委 員	寺内	充
-----	----	---

---

## 説明のため出席した者

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	柴沼	正弘

商工観光課長	皆藤 秀宏
農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	和田 利昭
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課	岡田 美徳
公園街路課長	岡田 良一
水道課長	小林 正典
農業委員会事務局	矢口 勉

---

事務局職員出席者	村瀬 潤一
----------	-------

---

傍聴者	2名
-----	----

---

○小坂委員長 ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきます。協議事項に入る前に、決算特別委員会のお話ということで、議会運営委員会委員長であります、内田委員の方から説明をお願いします。

○内田委員 おはようございます。委員の方々に聞いていただきたいのですが、決算特別委員会が9月から始まる訳ですが、実は、来年から決算特別委員会の方式が変わるのことは、皆さまの合意の下でご承知のことと思いますが、3月の予算、そして、来年、9月の決算ということで、改選を挟んでいる訳ですが、今回の9月の決算特別委員会は今まで通りの方式でやるということも皆さんご承知と思いますが、その中で、何故決算特別委員会の方式が変わってきたかと申します大きな理由としては、日程が決まらなかったということが大きな理由の1つでありまして、それは何故かと言いますと、9月定例会の最終日に日程が決まるものですから、定例会後に日程を決めております。

その時には、各会派や常任委員会等の研修視察の日程が皆決まってしまっていることから、やるものですから日程の予定がつかないということでしたので、これまでの反省から、今回は非公式ですが、委員会を今日委員会のメンバーを内々に決定していただきたい。そして、開会の初日に、内々の委員会をやってほしい。何故かという、正式には議会の最終日に、本会議に委員会のメンバーが決定する事務の流れがあるものですから、一応皆さん、常識の範囲内で反対の無いという前提で、皆さんの全員の了解の下でそういう方向で進めたいということです。

○小坂委員長 それでは、早速、9月定例会上程議案等についての協議事項の方に入りたいと思います。アの「土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例」の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 「土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部改正」について説明させていただきます。別添資料を1枚めくっていただきまして、まず1つ目、目的と経緯についてまとめさせていただきました。

本市は、今現在、各市街地について、コンパクトなまちづくりを進めているところですが、このような中で多様な用途を供用し、主に市街地周辺部に位置いたします準工業用地域におきまして、都市構造に多大なる影響を及ぼします、劇場、映画館と大規模集客施設の立地を制限することを目的といたしまして、平成24年3月に特別用途地区の指定を行ったのはご案内の通りでございます。今般の条例の一部改正につきましては、資料の中程、2番にお示しさせていただきましたが、これまでナイトクラブやダンスホールにつきましては、風俗営業施設としてですね、準工業地域では1万平方メートルを超える施設は作ることはできませんでした。このような中、風営法の一部が改正されまして、ナイトクラブやダンスホールにつきましては、風俗営業施設として取り扱われるのではなく、劇場、観覧場やカラオケボックスなどと同様の用途に分類され、建築基準法上も同様の取り扱いとなりましたことから、3つ目で、土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の別表、大規模集客施設制限地区内に建築してはならない建築物に、ナイトクラブその他これに類するものという文言を追記するよう、条例で一部改正をさせていただきたいというものであります。説明につきまして

は、以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○竹内委員 目的と経緯の中程辺りに、ナイトクラブはというのがあってありますが、劇場、観覧場と施設名が書いてありますが、現在、その該当地区には、店舗数で言うところの位、何か所くらいありますか。

○佐々木都市計画課長 市内で、ダンスホールと言われるものは、現在1カ所でございます。場所と言えばイオンの近くにありますがクラブゴールドというナイトクラブです。

○勝田副委員長 今回の改正は、ナイトクラブということですね。

○佐々木都市計画課長 はい、そうです。

○勝田副委員長 ナイトクラブというのは、具体的に何でしたっけ。

○佐々木都市計画課長 ダンスホールにつきましては、施設を設けて、客にダンスをさせる場所。ナイトクラブにつきましては、施設を設けて客にダンスをさせる場所、かつ客に飲食をさせる場所。今、お話しした場所につきましては、縛りについては、ナイトクラブだけで。要はダンスホールについては、大規模集客施設という取り扱いにはならないということなので。

○矢口（清）委員 ナイトクラブやキャバレーについては、風営法から除外される訳ですから、建築はできるんですね。

○佐々木都市計画課長 はい。

○矢口（清）委員 そうということですね。

○佐々木都市計画課長 今回は、土浦市特別用途地区内における1万平方メートルを超えるナイトクラブについて制限を設けるという条例改正でございます。

○小坂委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、平成30年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）（案）について説明をお願いします。

○小林水道課長 別添資料2をお願いいたします。水道事業会計の第1回補正予算（案）をお願いするものでございます。補正内容は、旧右廻配水場解体費用でございます。旧右廻配水場の敷地は、敷地面積2,892平方メートル、これを財務省より無償借地しておりますが、新右廻配水場が完成したことにより、財務省から速やかに返還するよう求められましたことから、原形復旧するための解体・撤去費用でございます。

次のページにスケジュールがございしますが、工事に12ヶ月間を要する見込みで、貸借期間満了となる平成31年10月末までに返還しなければならないため、今回補正をお願いするものでございます。総額1億7,790万円、うち、30年度が2,400万円、31年度が1億5,390万円の年割り額の継続費で実施いたします。事業内容は家屋調査と解体工事でございます。家屋調査費は、工事によって近隣の住宅に影響がないか、工事前と工事後の調査をするための委託料でございます。解体工事は、配水池・機械室などの建築物解体と基礎杭252本の撤去などでございます。建物は、圧砕工法で、油圧で噛み砕く工法でございます。杭の引き抜き工法はオーガ・ケーシング工法と

いいまして、先端に掘削機をついた筒で杭の周りを掘って、引き抜く工法です。なお、1ページの表下の箱の説明欄の事業費内訳の一番下の行になりますが、解体工事ではございますが、企業会計上、新右配水場整備に要する費用として、新しい建物の資産価値の一部になりますことから、固定資産購入費として計上しております。

説明は、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○内田委員 購入費というのは、単なる財産が増える訳だよな。しかし、これは最終的に無くなっちゃう訳だよ。

○小林水道課長 形上は、新右配水場のポンプ室の建物の一部という形になります。これまで、ポンプ室につきましては、実際の建物を建てた費用、約1億1,200万円ですが、それに今回の約1億7,000万円がプラスされた形の約2億8,200万円が新右配水場のポンプ室の資産価値という形で減価償却していく形になります。

○内田委員 転化しちゃうんだ。

○柴沼建設部長 新しく建てた物に掛かった費用、撤去費用も含めて、今、新しいのができましたという資産価値になります。実際には何も残らないんですけど。

○内田委員 普通、民間だと除却しちゃうよな。

○小林水道課長 旧右配水場は、除却されますが…。

○内田委員 物理的には除却というのは、分かるのだが。会計上の言葉で何ていうのかは分からないが、会計上、いわゆる欠損をあげる。ところが企業会計は欠損であげないで、資産に乗っけちゃう。

○柴沼建設部長 今のポンプ場を作るのに必要なものだったということで、掛かった中に入ります。

○内田委員 これ、理解するしかないな。

○竹内委員 土浦市の水道会計は、他市と比べて、内部留保金が多いということで、共産党の古沢さんからいっぱい指摘されておりましたが、ここで補正する予算は、大分、内部留保金を使うの。

○小林水道課長 おっしゃる通りでございます。内部留保金で充当させていただいております。

○竹内委員 ということだから、そういう指摘が、また、あるだろうから。ビラとかチラシでね「土浦市の水道は金ばっかり貯めて」みたいなビラなどが撒かれる訳だよ。こういう時に、「ちゃんと使っているんですよ」ということを宣伝しないといけないと思うんですよ。よろしくお願いします。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、ウの市道路線の認定(案)についての説明をお願いします。

○和田道路課長 別添資料3をお願いします。1頁、市道路線の認定(案)につきまして、2頁をお願いします。市道認定路線の概要ですが、(1)の板谷65号線から3頁

の(5)板谷69号線こちらまでは、おおつ野の開発区域に新設されたものでございます。5頁をお願いします。認定路線につきましては、都和小学校の北側に位置します、並木5丁目地内につきまして、有限会社ネオポリスの開発行為に伴い、開発面積、約1万5,975平方メートル内に64区画の宅地分譲予定地内に6メートル幅、5路線、延長535.79メートルの市道を新設するものであります。続きまして、6頁の方をお願いします。(6)中113号線、こちらの路線につきましては、県営中アパート、こちらの南側に位置します中地内におきまして、株式会社クラフトの開発行為に伴い、開発面積、約830平方メートル内に11区画の宅地分譲予定地内に6メートルの幅に延長56.70メートルの市道を新設するものでございます。以上2地区、6路線の新設される市道路線の認定につきまして、よろしくお願いいたします。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○竹内委員 質問ではないですけど。今年、暑さのせいかも知れませんが、舗装に亀裂が入ったり、段差となったり、陥没など、区長さんを通じて、苦情や要望やら指摘等がありますか。

○和田道路課長 暑さには関係ないと思いますが、あります。

○内田委員 中の方ね、クラフトの方の路線なんですけれども、行き止まりということなんだけど…。

○和田道路課長 行き止まりの形になっておりますが、末端には回転広場を設けて、中で回転して出て来られるような構造になっております。

○内田委員 回転広場とは、6メートルから9メートルとなっているが、回転するのに9メートルで間に合うのか。

○和田道路課長 開発の事務計画の中で業者からの図書関係を精査した結果、回れる範囲と考えております。

○内田委員 大丈夫なんだね。

○和田道路課長 はい。

○内田委員 9メートルあれば。

○和田道路課長 はい。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、エの専決処分の報告(道路管理瑕疵)についての説明をお願いします。

○和田道路課長 別添資料4、専決処分の報告について1頁をお願いします。道路施設管理瑕疵についての和解でございます。道路施設管理に係る損害賠償につきまして、下記のとおり和解したものでございます。事故の発生日時・場所につきましては、平成30年4月26日午後8時30分頃、2頁に添付させていただいた位置図をご覧ください。

国道125号線パープルライン入口交差点のところから南側の道路を入り、1つ目の交差点のところの土浦市上坂田1439番1地先で発生しました事故でございます。事故の概要としましては、相手方車両が市道新治I級10号線を走行中に、道路舗装面に

空いた穴の箇所を通過した際に、3頁の写真の通り、タイヤ1本を破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対しまして、賠償額11,556円から過失割合の40%にあたります、4,623円を相手方に支払うことにより、和解したものでございます。なお、4頁の写真が現場の状況であります、道路舗装部分の剥離した箇所につきましては、即日対応しております。続きまして5頁をお願いいたします。こちらの件につきましても、道路施設管理に係る損害賠償についての和解について、でございます。事故の発生日時・場所につきましては、平成30年6月17日午前9時30分頃、6頁の位置図を添付させていただきましたが、土浦市手野町のJA土浦土浦れんこんセンター付近から霞ヶ浦に向かう土浦市手野町1781番1地先の出島用水路に掛かる供用部分におきまして発生した事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が、市道手野131号（出島用水路12号橋）を走行中、橋を渡った際に、7頁の写真の通り、橋台のところの金具と車両の下側部分が接触しまして、車のマフラーの付け根付近を損傷したというものでございます。和解の内容としましては土浦市が相手方に対しまして、賠償額の34,240円の内、過失割合の80%にあたります、27,392円を相手方に支払うことにより、和解が成立したものでございます。なお、供用の剥離箇所については修繕を行い、他の橋についても損傷についての点検を行ったところでございます。道路課からは以上であります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 因みに質問なんですけど、歩道となっているところに車が乗り上げて、出られなくなってしまう車を見掛けますけれど、あれは運転ミスだから対象にならないでしょう。

（「あれは自爆だよ」という声あり。）

○柴沼建設部長 逆に、車等で道路の縁石などを壊した場合に直していただいております。

○小坂委員長 他にございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 無ければ、次のオ 専決処分の報告について（和解について）説明をお願いします。

○岡田公園街路課長 別添資料5の1頁をお願いいたします。公用車交通事故に係る損害賠償について報告させていただきます。事故の発生日時、場所につきまして、平成30年5月22日午後3時35分頃、土浦市卸町一丁目8番5地先でございます。事故の概要でございますが、2頁をお願いいたします。市職員が常磐道高速方面から乙戸沼方面へ、市道卸町一丁目2号線を走行中、脇見運転により道路側面に設置してあります、ネットフェンスに衝突し、ネットフェンスの一部を破損したもので、3頁が状況写真でございます。非常に見づらいなのですが、写真の破線で囲ってある部分が、フェンスと支柱1本でございます。1頁にお戻りいただいて、和解の概要でございますが、ネットフェンス及び支柱の修理代として、123,120円を相手方に、支払うものでございま

す。

今後、このような事故を起こさないよう課内職員の意識の向上を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等がございますか。

○竹内委員 改めて聞いていいでしょうか。加害者、被害者は最終的に誰が認定するのでしょうか。

○柴沼建設部長 今、公園街路課の方から報告させていただいた案件につきましては、職員の実で突っ込んでしまった話です。ただいまのご質問は、道路課の方からあった管理瑕疵の件だと思いますが、事故の状況を我々職員が説明を受けて確認しまして、また、保険会社さんの方でも現地を確認しますので、そこで損失の割合について、我々職員と保険会社と先方の言い分等を調査させてもらいながら、決定していくこととなります。

○竹内委員 警察は入らない訳。

○柴沼建設部長 事故報告で警察には行ったりする場合がありますが…。その場合には入っておりますが、ケースバイケースですね。

○竹内委員 この案件は、ちょこちょこ私、意見を言っているのだけれど。結局は保険会社かな、これ。

○和田道路課長 今回の道路課の案件につきましては、保険会社が入りまして、相手方との交渉の中で、過失割合を決めさせていただいた案件でございます。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、報告事項に移ります。アの入札案件について、農林水産課から順次説明をお願いいたします。

○室町農林水産課長 別添資料6をお願いいたします。1頁をお願いいたします。1頁につきましては、9月14日に行われます一般競争入札案件となります。工事件名は、木田余地区農道整備工事で、工事場所は木田余地区内で、境川及び荒川沖木田余線に隣接する農道です。工事延長217.1メートル、道路両側に土留め工事を行いまして、路盤まで行う工事でございます。工期は約150日間。工事の予定価格は、1,984万円となっております。

○和田道路課長 道路課の入札案件につきましては、6件でございます。2頁、市道I級44号線舗装打換工事でございます。この工事は、現在、県より移管を受けました、並木三丁目地先の旧国道125号線の車道の舗装打換工事を行うものでございます。工事延長につきましては、記載の通り、2カ所で約330メートル。合計の舗装面積は、約2,640メートルを施工するものでございます。3頁をお願いいたします。こちらは、市道永国64,68号線基礎調査委託でございます。委託の場所につきましては、永国地先の桜の杜住宅地の北側に位置する路線でございます。また、接続先の道路につきましては、両側とも道路改良工事に該当しているところでございます。委託延長でございますが、約140メートルで、現況幅員で、約2.7メートルから3.6メートル



のところを計画幅員4メートルに拡幅工事を行うため、調査委託を行うものでございます。4頁の市道Ⅱ級11号線交差点設計委託でございます。この設計委託は、粕毛地内土浦学園線の交差点箇所につきまして、土浦イオン方面からの右折車両の交差による渋滞が多いことから、改善につきまして、右折レーン設置の要望を受けたものでございます。委託延長につきましては、約100メートル区間の測量を実施いたしまして、現在の歩道を含めた道路幅員約7.3メートルから右折レーンを含み約9メートルへ変更するものでございます。次に、5頁をお願いいたします。市道Ⅰ級38号線予備設計委託でございます。この委託は、荒川本郷の踏切と前後の道路に歩道を設けるための予備設計でございます。今回実施いたします調査成果を基に、JR東日本との踏切の改良について協議を行う予定となっております。委託延長につきましては、約300メートルとなっております。現況幅員3.4メートルから7.6メートルとなっております。計画幅員は、6.0メートルから7.6メートルへ拡幅する予定の路線でございます。6頁をお願いします。市道田中二丁目7号線改良工事でございます。この工事は、新消防庁舎の西側に位置します。田中二丁目地内のこちらの路線でございます。工事の概要といたしましては、延長約168メートルの区間につきまして、約5.4メートルの現況幅員の道路側溝を含めた舗装を設置する工事でございます。説明につきましては、以上の5件でございます。

○岡田下水道課長 7頁をお願いいたします。神立菅谷雨水幹線基礎調査委託でございます。JR常磐線の横断工事が平成30年度に完了することから、常磐線の上流、500メートルについての基礎調査をお願いするものでございます。8頁をお願いします。沖宿処理分区公共下水道(汚水)工事(第1工区)でございます。集落の末端の污水管の整備工事でございます。工事延長につきましては、236.50メートルでございます。

○小林水道課長 9頁をお願いします。烏山一丁目地内配水管の老朽化による更新工事でございます。昭和49年に布設された配水管の老朽化による更新工事で、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画で更新を進めている工事でございます。10頁をお願いいたします。同じく、昭和48年に布設された、配水管の老朽化による更新工事で、平成23年度から平成31年度の9ヵ年計画で、更新を進めている工事でございます。続きまして、11頁をお願いいたします。真鍋四丁目地内ほか配水管更新工事でございます。こちらも同じく、昭和35年に付設された桜町一丁目地内の配水管工事で、平成28年度から平成31年度の4ヵ年計画で、更新を進めている工事でございます。12頁をお願いいたします。桜町一丁目地内の配水管更新工事でございます。昭和49年に布設したもので、老朽化により漏水が発生しているため更新工事を行うものでございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○竹内委員 水道課の件ですけれども、簡単に言うと取り替えることだね。何か基準みたいなものがあるのでしょうか。何年に布設したものについては、何年に取り替えるみたいな基準。

○小林水道課長 国の基準としまして、水道管の耐用年数が40年となっております。この、40年以上耐用年数が過ぎている市内の水道管は、長さにして、約111キロメートルございます。それを全部交換するには、1、2年ではできませんので、主に漏水の多い場所を中心に、計画的に更新工事を行っております。

○内田委員 つくば市の水道と土浦市の水道は、私は、対照的な水道の問題を抱えていると思うんですけども、つくば市もどちらかというと研究学園都市を整備して40年以上越えてきてますよね。これ大変なことだよ。土浦市は天国じゃない。つくば市の切り替えについてはどうなの。

○小林水道課長 つくば市については、これから更新が出てくるものと思われませんが、ただ、土浦市の方と違いますのは、向こうの方がまだ料金が安いということで、今年度ですか、料金を上げましたけれども、まだ、赤字という形でございます。土浦市の方は計画的に進めておりますので、県の方でこれから40年後の計画というもの、見込みというものを試算しております。土浦市は、経営がプラスとなっております健全経営だと考えております。

○内田委員 健全なものじゃないよ。ダントツだろうよ。聞きたいのは、今回料金を値上げしました。土浦市との値段の比較を教えてください。分かるような表などを今度の委員会の時に教えてくれるか。

○小林水道課長 次回の委員会の時に提出させていただきます。

○小坂委員長 ということでよろしいですか。

○内田委員 はい。

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、イの第87回土浦全国花火大会競技大会について説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料7第87回土浦全国花火大会競技大会について、1頁をお願いします。第87回土浦全国花火大会競技大会についての概要についてご報告させていただきます。本年度花火競技大会でございますが、10月6日（土）午後6時から8時30分で、会場は、学園大橋付近の桜川畔で開催を予定しております。4番の花火の内容ですが、（1）競技花火といたしましてスターマインの部は、22台、10号玉の部としては、45発、創造花火の部としては、22組を予定しているところでございます。（2）広告花火、こちらにつきましては、仕掛花火5台、レクチャー花火5号玉10発を予定しているところでございます。あと、（3）大会提供の花火といたしましては、ワイドスターマイン「土浦花火づくし」というものでございますが今年度500メートル幅で9カ所から、2、100発を打ち上げる予定でございます。時間にして約6分半位を予定しております。エンディング花火でございますが、7号玉87発を打ち上げる予定でございます。5番の出品業者でございますが、20都道府県から57業者を予定しているところでございます。続きまして、6番の褒賞等でございますが、内閣総理大臣賞、こちらにつきましては、3部門の優勝者の中から選出ということでございまして、（2）経済産業大臣賞については、スターマインの部の優勝者、（3）中小企業庁長官賞については、10号玉の部の優勝者ということとなっております。（4）茨

城県知事賞につきましては、創造花火の部の優勝者に贈られる予定となっております。続きの7番の駐車場でございますが、こちら、臨時の駐車場と公共用の駐車場となっております。約5,000台分を予定しているところでございます。また、一部の駐車場、7カ所となりますが有料化しております。1台当たり1,000円を徴収する予定でございます。台数的につきましては、930台程度を予定しております。続きまして、観客の輸送でございますが(1)シャトルバスこちらにつきましては、駅東口から高架道を活用いたしまして、臨時シャトルバスとして運行をするということでございます。こちらの料金ですが、大人が240円、子供が120円でございます。続きまして(2)臨時列車でございますが、当日の常磐線は、上り4本下り4本の計8本、臨時列車として増便していただく予定となっております。続きまして、9番のスケジュールでございますが、花火の前日につきましては、一般観覧席の開放、慰霊祭、筒祭り等を実施する予定で、花火大会の翌日につきましては、表彰式を10月7日午前11時からホテルマロウド筑波で開催する予定でございます。続きまして、10番の栈敷席の窓口販売につきましては、9月4日(火)霞ヶ浦文化体育会館におきまして、抽選販売を実施する予定となっております。11番のその他でございますが、真ん中のところの今年度、市民ギャラリーにて、花火大会のフォトコンテストパネル展の開催を予定しております。開催期間は、9月5日から9月17日まで開催する予定でございます。今まで、第9回まで花火のフォトコンテストを実施しておりますが、そちらの最優秀賞と優秀賞として入選した花火の写真につきまして、そちらに展示させていただきまして、それ以外に、花火玉や花火に関する物品等をこちらに展示する予定でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○矢口(清)委員 筒祭りとは表彰式は花火大会の翌日ではありませんか。

○皆藤商工観光課長 筒祭りは、前日、打上本部の前の方で、実施する予定でございます。

○矢口(清)委員 当日じゃなくて。

○皆藤商工観光課長 当日ではなくて、前日です。

○内田委員 一部駐車場の有料化ということですが、これ、今度の委員会でいいですから、具体的に、ここは何台というように、地図に落とし込んだもので教えて下さい。

○皆藤商工観光課長 地図に落とし込んだものを、次回の委員会にお示しさせていただきます。

○内田委員 もう1つですね、シャトルバスなんですけど、これは、お金をもらっているから、推定ではなくて分かるんですよ。大体でいいですから、バス会社から去年の実績を教えてくださいのようにお願いします。何人位利用しているのか。見ている想像もつかないんだよね。常識的に頭に入れて置きたいのでお願いします。

○皆藤商工観光課長 今、分かりますのが、去年の乗降客数なんですけど、3万4,664人、バスは48台使用しております。延べ630人を運行しております。

○内田委員 それ、上り下りがあるとすれば、上りに乗れば1と数えるの。それとも、

往復で1と数えるの。

○皆藤商工観光課長 行き1，帰り1で往復2と数えます。

○内田委員 ということは，約17，000人が乗っているということか。

○皆藤商工観光課長 はい。

○内田委員 はい，分かりました。それとね，実は駐車場の考え方なんですけれども，私が思いますのは，いわゆる環境問題とか，そういうことを考えた時に花火会場に，極めて近いところに，大型の観光バス専用の駐車場を用意して，例えば，1人，2人しか乗っていない乗用車を止めるよりも，意味が違ってくると思うんだよね。その辺の配慮をしてる。

○皆藤商工観光課長 今現在，大型バスとして準備しているところといたしましては，川口運動公園のサブグラウンドのところと，土浦新港とですね，水郷の方の駐車場を利用させていただいております。そちらにつきましては，近くにバス会社さんが近くまでお客さんを乗せてきて，向こうに停めて置いて，土浦駅東口まで歩いてきてもらって，乗って帰っていただくという形をとってございまして，実際にバス会社さんが，近くに停めるというよりは，帰りのことを考えると，違うところに停めて置いて，お客さんを最初に近くに停めて，帰りは，ちょっと離れたところまで迎えに行って，早めに帰るといようなことを希望されている方も多くおりますので，今までもそのような形でやってきておりましたので，今後，近くですとバスの駐車する大きなスペース等，周りのスペース，午後9時半位までは，全く車が動かなくなるような状況でございますので，その辺も踏まえまして，近くには，立ち入りできない状況になっております。

○内田委員 私が言っているのは，環境問題を考えた時に，大型バスをまちの近いところに停めて，まちの中に車が入らない方が交通量の問題においてもいいのではないかと思います。そういう観点では，あんまり考えてなかったということか。まあ来年から，その辺についても配慮してもらおうように1つよろしくお願いします。そういう大型の観光バスは，料金をちゃんと払う覚悟があるんだよ。1，000円とかそんなみみっちい金じゃないんだよ。例えば，駐車料金10，000円を取ったって，便利なところだったら停めてくれるんですよ。そういうことを今後考えたらどうでしょうか，という意見です。

○勝田副委員長 雑踏警備。人の流れについてなんですけれども，駅前の，具体的には東郷ビルの飲食業者から予約を受けても，人の流れが規制されて，現実的に東郷ビルに帰りに入れてもらえないということになってしまって，お客さんが入れないというような話を受けたのですね。事実かどうかは，その場にいた訳ではないから分からないのですが。という訳なので，土浦の飲食店にお客さんが流れるというのもまちの活性化に良いことだと思いますので，周辺店舗と人の流れについてお聞きします。

○皆藤商工観光課長 まずは，帰りにつきましては，桜川の河川敷をずっと歩いてきていただいて，線路をくぐって，東口の方に行ってくださいというルート，それと八間道路を帰ってきていただいて，西口から乗っていただくというようなルートを市の方では準備しております。しかしながら，土手からまちの中に道が何本もありますけれども，

そこを通さないというようなことは、昨年は一切実施しておりません。確かに一昨年です、ね、雑踏警備の中で一部、通さない部分もございましたけれども、去年からは、横道に、入っていただくのを駄目ですよということは、一切しておりませんので、西口の方にも、お客さんは普通に流れているような状況です。

○勝田副委員長 今年も無いということですよ。今年も引き続き規制をしないということですか。

○皆藤商工観光課長 今年度も雑踏警備、駅前につきましては、前年度同様の形で実施する予定でございます。

○勝田副委員長 先日、阿波踊りで来街者を水増ししていた件で、大分マスコミに叩かれた話がございます。一般的に、例えばですけれど、キララまつりにしろ、花火大会にしろ、そういう数字に関しては、正確性という意味では、やはりこれは難しい話もあって、多めに発表しているのではないかということを感じるのは、今年も花火大会についても60万人、70万人ということになるのかなと思うんですけれども、そういった発表が時世の中で、主催者発表として、妥当で公平性のある発表になるのかどうかということに関して、問題が何も無ければ、これは、これまでの通りで多分済むでしょうと思うんですけれども、万が一何かあった場合には、主催者、市長の責任を問われないようなその辺りの考え方について、今の時世に合わせて検討いただければと思います。これは意見です。

○塚本都市産業部長 阿波踊りの水増しの件というのは、今年ビックデータを使って、細かく来場者を数値化され出された数字がかなり違うというお話かと思いますが、特にイベント関係、例えば東京ドームでコンサートをやるとか、チケットを売っているものについては、確実にエリア内で、外からは見られないというものですけれども、花火に至っては、結構遠方からも見られてしまうものなので、どこまでを観客とするかという概念的な部分もございます。その辺については、今後、全国で色々なイベントをやっていて、大体が主催者発表ということでやられているところではございます。その辺については今後色々、各団体そういったところとですね、色々情報等を交換しながら、どういう形のもの、正確性というか、公表として良いデータなのかということの研究していきたいと考えております。

○勝田副委員長 今までが、けしからんということではなくて、問題がなくお気を配り下さいということです。

○竹内委員 桟敷席がふるさと納税の希望が多いのですが、今年は何れ位を見込んでいるのでしょうか。

○皆藤商工観光課長 今年、桟敷席の方は、現在50席準備しております。

○竹内委員 額で言うとどの位。

○皆藤商工観光課長 15万円です。

○竹内委員 ということは、50席×15万円が良いの。

○皆藤商工観光課長 そうですね。

○内田委員 それは、もっと増やせないの。

○皆藤商工観光課長 予定では50席で準備してはありますが…。一昨年が10万円でやったんですけれども、その時も大体その数字ですから。今回も間に合うのではないかと考えております。

○小坂委員長 他に何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 無ければ、次に、ウ 第二期土浦市中心市街地活性化基本計画(案)のパブリックコメント実施について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 資料については、別添資料8をお願いいたします。まず、平成31年度初年度といたします第二期計画であります。今年度に入りまして、有識者会議を3回と、あと土浦商工会議所が運営しております、推進協議会を1回開催いたしまして策定を進めてまいりましたが、この度、素案がまとまりましたので、今からお時間をいただきまして、ざっと概要の方をご説明させていただければと思います。資料につきましては、本日、別添で基本計画(案)を付けさせていただきますが、お手元の別添資料8の資料を2枚めくっていただきまして、3頁、4頁に、この基本計画の概要をまとめさせていただきますので、そちらをご覧ください。まず、資料の3頁です。左上の概要の1つ目の①でございますが、こちらはですね、第一期計画の核事業となります。市庁舎、図書館ですとか、駅前の整備によりまして、この資料の右側の上の部分に4つの目標がございます。その一番上の目標の左側の数値、平日の歩行者交通量については、ほぼ、目標達成となる見込みとなっております。一方で、右側でございます。休日の歩行者交通量につきましては、こちらは、図書館、アトレなどのオープン前の数値となっていることから、目標達成は中々難しいといった状況でございます。しかしながら近年で最も少なかった、平成27年度と比較いたしますと、5,000人以上増えている状況でございますので、確実に数字として表れている状況でございます。概要の左上の丸でございますが、本市では、空き店舗を活用した新規出店者への支援ですとか、まちなか定住促進の事業を行うなど、空き店舗数の減少と定住促進の増加についても取り組みを進めてまいりました。その結果でございますが、資料の右側の目標の2つ目、3つ目でございます。空き店舗数については、数字的に増加となっております。ただし、内訳を見ますとこちらも市役所など、駅前再配置した影響かと思っておりますが、駅周辺の視点については、飲食店を中心に、少しずつ増えているといった状況でございます。また、居住人口につきましても、まちなか居住促進事業を進めることで、一定の効果が表れていると、ただし、市全体で人口減少が進む中、中心市街地においても例外ではないといった状況でございます。この2つの目標については、計画期間内での達成については難しいという状況でございます。左側の概要3つ目でございます。こちらは、レンタサイクル事業の影響かと思っておりますが、観光関連施設の利用者数につきましては増加傾向にあり、資料右側4つ目の目標でも、概ね達成の見込みとなっております。以上がこれまでの取り組みの内容と効果でございますが、これらの取り組みによって、見えてきた課題というものを、この頁の左側の真ん中の図に3つまとめさせていただきます。この課題を踏まえつつ、第1期計画でございますが、この

戻りつつある、駅周辺のにぎわいに効するようマンション建設などが、実は、このエリア11年ぶりでございます。マンション建設などが始まっており、この民主導の事業も動き出しております、その前向きに動きだした流れを止めることなく、その効果をエリア全体に波及させるためにも、今現在、県や沿線自治体、民間事業者などと連携し、環境整備を進めております、つくば霞ヶ浦りんりんロードという最大の武器を始めといたしまして、中心市街地が有します歴史的資源などを活用しつつ、引き続き、にぎわい創出に向けた取り組みを進めたいと考えております。この第2計画の将来図につきましては、その下に、基本方針の方を付けさせていただきましたが、その下に主な事業といたしましては、1枚めくっていただきまして、裏面に付けさせていただきました課題を踏まえた上での事業でございますが、右上の休日のにぎわい創出につきましては、4つ主な事業として付けさせていただきました。1から3につきましては、サイクリング環境整備を推進するというものでございます。④につきましては、歴史的な趣を残す、亀城公園について、史跡等を活かした整備を検討するなど、また、駅前に戻りつつあるにぎわいを亀城公園付近にまで波及させる仕組みなども検討していきたいというものでございます。左下の商業・業務機能の活性化につきましては、こちらも駅周辺に戻りつつある、にぎわいを点から面的に波及させる取り組みを進めるとともに、中心市街地開業支援を継続するということ。6番としまして、空き店舗・低未利用地所有者の活用に向けても、直接的な働きかけを行っていききたいというものであります。最後に、右下でございますが、まちなか居住人口の増加につきましては、市全体で人口減少が進む中、まずは、⑦まちなか定住促進事業について、現在の制度設計について、一部見直しを検討するとともに、⑨で現在、主に取り組んでおります、シティプロモーションについて、特に、都内で定住移住キャンペーンを通して発信してまいりたいというものでございます。以上が、ざっとではございますが、第2次策定の経緯と内容でございますが、この内容をですね、本日午後、商工会議所において第2回目となります推進協議会が開催される予定となっております。そちらでも同じような説明をさせていただきます、様々な立場の方から様々なご意見を伺いたいというものでございます。また、今回は市民の皆さまから、更に広くご意見をいただくためにパブリックコメントを実施したいということでございます。資料の1頁でございます、パブリックコメントの実施ということでございますが、内容につきましては、1で趣旨、2で公表するものとしたしましては、別添で付けさせていただきました、基本計画(案)こちらを付けさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いいたします。3番といたしまして、募集期間といたしましては、平成30年9月5日から9月21日を予定しております。広くご意見を聴取したいと考えております。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○竹内委員 パブコメは色んなことでやりますけれども、何しろ応募者数が少ないのが特徴で。これ、1回目にやった時の実績はどれ位でしょうか。

○佐々木都市計画課長 2人か3人だったと思います。

○竹内委員 2人か3人。

○小坂委員長 大体そのようなものです。

○竹内委員 今回の目標はどれ位。

○佐々木都市計画課長 パブリックコメントにつきましては、前回の8次総合計画でもやらせていただきましたが、今回はツイッターですとかフェイスブックにおいて、周知していきたいと考えております。

○竹内委員 これ、制度としては良いんだけど、民意が全然それに反応してこないのが弱みなんだけれど。特定の人たちに、そういう意見を求めたらどうかと、私はいつもそう思っているんだけど。

○佐々木都市計画課長 今回は、中心市街地活性化基本計画につきましては、通常の計画では、内部の会議と外部の会議で作り上げていくのが一般的でございますが、中心市街地活性化基本計画、これは特殊でございます。と言いますのは、先程も説明いたしました通り、商工会議所の方で主となって動いてございます推進協議会というのがございます。本日、午後から開催されるということで、そちらは、商工会議所さんの関係者24名でございますが、そちらの方々から意見をいただくということで、そちらの意見を聴取した上で反映できるものは反映していきたいという形で、3本立てで作りに上げていくというものでございます。その上で、今年度中に策定。年明け早々には、国の認定を目指したいと考えております。以上でございます。

○竹内委員 私が言っているのは、障がい者団体とか、高齢者クラブとか民生委員とか市内には色んな団体があります。そういうような団体にパブコメの意見を求めていくやり方をもうそろそろ考えていかないと。2名だ3名だでは、中々やっている方もやりがないのではと思います。いつもこれは言っているんですけども。まあ1つ考えて下さい。

○小坂委員長 これは、広く意見を求めるということですよ。

○竹内委員 そうですそうです。高齢者クラブなら高齢者クラブとか、団体に意見を求めていくということです。これは意見です。

○内田委員 実は、この中に自転車のことがいくつか入っているのですが、私、ここ数ヶ月間、月の半分を水郷公園でウォーキングをしております、ゴールデンウィーク以降かな、特に大きな変化があるんですよ。それは何かと言いますと、駐車場に県外ナンバーの車がものすごく多いということなんです。それとつくばナンバーの車も多い。

私は、全部が全部とは申しませんが、自転車の影響だなと感じます。私が行くのは、午後3時過ぎから6時位までの時間帯で、霞ヶ浦の周辺を歩いた帰りに、駐車場で車に自転車を載せてるのが目立ちます。中には、霞浦の湯でお風呂に入ったりする人もいるでしょうし。これで、今度、ラクスマリーナの脇に施設が出来ると、そのお客がそっちへ流れるのだらうとは思いますが…。水郷公園のいわゆる、旧国民宿舎があったところの前の広場の駐車場ですが、あの辺に立つと水飲み場が見えて、水分補給の場所が無いのですよ。これは、産業文化事業団の大川君に言ったことがあるのですが、霞浦の湯の建物の方で、駐車場へ向けて、自動販売機を何台か置いたらどうかとたまたま思い付きで言ったことありますが、ネイチャーセンターの自動販売機もどちらかという、霞



ヶ浦に向いちゃっているでしょう。だから、発想を変えていけば、これは、自動販売機の手数料で儲かるという視点の考え方ではなくて、利用者の立場からすると親切ではないかと思います。この夏は特に暑くて水分の補給が大変だと思うので、その辺で、県外から、土浦へ来ているんだということを想定しながら、皆さん、日夜仕事に当たっていただきたいなと思います。これは私の意見です。

○小坂委員長 他に、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○佐々木都市計画課長 その辺ですね、公園街路課とも研究してまいりたいと考えております。

○勝田副委員長 空き店舗の件で、お伺いしますけれども、空き店舗の解消について、余り効果が出ていないということなののでしょうか。

○佐々木都市計画課長 空き店舗自体はですね、この目標にも掲げさせていただきました数字でございますが、確かに増加傾向であるかと。それは、お話したとおり駅周辺に限っては、飲食店が中心でございますが、増加傾向である状況でございます、これが正しく1期計画の効果かと思っております。エリア全体で見ると、空き店舗は全体的に増えているというような状況であり、プラスマイナスで言うと、マイナスというか、空き店舗が増えている状況でございます。以上です。

○勝田副委員長 そうしますと、今まで、商工会議所で、例えばチャレンジショップ。私も関わりましたが、結果的には、空き店舗解消には余り効果が無かったということですが、今回、家賃を減免するとか、色んな方法があるんですけども中々結果として出て来ない。駅前には飲食店が入るといってお話なんですけれども、家賃を下げてくださいとか、そういう環境を整えることだけでは、中々、空き店舗というのは、解消しないのではないのかというのが出てくると思うので、そうしますと何で駄目なんだと。と言いますと、商売ですから、商売になれば普通お店を出す訳だと。そこで、更に側面支援として、家賃が減免されればうれしい訳ですけど、タダだからといって儲からないところに出る業者は、普通感覚だといないと思います。そうとなると、今、求められているものは、事業を起業した時に、そこでやって利益が出せるかというような経営の内容をね、銀行の融資の案内をする側面ではなくて、本質的に売り上げが出るような店に育ててあげるような、個別型の支援をできる組織というものが、実は、行政に求められているのではないかなと思っております。半分は意見なんですけれども、そういうところも、具体的に言うと、先日、生涯学習センターをお借りして行ったf-Bizの講演会があったんですけども、ああいうですね、事業を個別個別に、その企業なり経営者に特化して、強みを引き出して、売り上げを伸ばさせてあげるような、そういう、ソフト事業というものも、合わせてやっていかないと、場所を提供する、減免しますのでは中々空き店舗の解消などにもつながらないし、企業の支援にもつながらないのではないかなと思うんですけども、そういうソフト面の支援というのは、今後、考えていくのですか。

○佐々木都市計画課長 今、お話しがありましたけれども、開業支援の話でございます。

すが、我々としては、その辺、常陽銀行とも相談しつつ、あと、商工会議所さんでもやっているという形ですので、その辺との連携・相談しつつ、研究していきたいという考えでございます。以上です。

○**勝田副委員長** 私が受けた感じでは、単なる金融機関と提携しても、中々うまくいっていないというのが、全国の事例で僕は感じてますので、結局は、相談する人のビジネスセンスと人間力に関わる訳ですから、その辺りをもうちょっと踏まえて考えていただければ有難いなと思います。これは意見です。

○**内田委員** あのね、今のは、空き店舗の事なんだけれど、人に住んでもらおうという政策。結果として、コンパクトシティの施策は、貧乏人が集まる訳ですよ。言葉が差別用語になって申し訳ないですけども、例えば、銀行から借り入れ出来る人、ローンが借り入れできる人間像があるとしますね。そういう人は、この施策に入らないよな。結果として、そういう人が中心市街地へ集まってくることに、私はなるような気がするんですよ。銀行からお金を借りられる人は、新築のマンションに入るか、郊外の分譲地を選んでハウスメーカーで家を建てるというふうに分かれてしまう。その点、政策立案する中で、その部分はイメージしてるのか。私の言葉は、差別用語ということになってしまうので、あれなんですけれども。要は言葉を訂正するならば、銀行から住宅ローンを借りられる人たちという表現が良いのかな。その人たちは、この政策施策の対象外になりますよね。

○**佐々木都市計画課長** あの、まちなか居住促進の建て替えの話はあるんですけども、部分になることかなと、思うんですが、建て替えのですね、要件等々、今回の補助の対象というのが、住宅から借り入れた方の利子を補填しましょうということで、上限が50万円ですか。そういった形で借り入れをした方に、利子を補給する形でやってございますので、借り入れた方を対象にやっているというものでございます。

○**塚本都市産業部長** 今回の住宅の建て替えにつきましては、逆に言いますと、借りることが前提条件となっているものでございます。ローンを組んだ方が対象で、ローンを組んだものに対する3%か、若しくは上限50万円を補充しましょうというものですので、ローンを組まない方は対象ではありません。

○**内田委員** ごめんなさい。分かりました。

○**吉田(千)委員** 亀城公園の歴史的な背景、そういったもの地図等が載っているんですね。ただ、あれはとても小さくて、折角の良いものが、土浦ってどんなまち、亀城公園ってどういうところ。というところで見えた時に見えないので、市民が亀城公園の歴史を知る時に、見えるように、何かシティプロモーション的にできないかなと最近思っているところがございます。まちの活性化につながるようなものにならないだろうか。亀城公園をもっと知りたいなというのが、自分の率直な意見でございます。

○**佐々木都市計画課長** 貴重なご意見ありがとうございました。我々もですね、昨年度亀城公園につきましては、帰属100年以上ということで、何かしら、やればというような形で、今回、まだ、計画段階でございますが、まず、史跡等を活用したものを、まず、亀城公園で検討したいという話とですね、また、委員さんからお話ございま

した、分かりづらいとか、そういう部分何とかならないか、プラス、先程からご説明させていただきましたが、何とか駅周辺にいる人を1キロメートル先の亀城公園の方まで回遊させることができないかを広報紙等でご覧になられた方々もおられると思いますが正に、シティプロモーションの方でですね、写真を付けて、携帯をかざすと写真がいきなり動き出すといった、AR機能を活用して、昔、フィールド博物館というのをご存じな方もいらっしゃると思いますが、あれをスマホ片手に動き出す形で昔を感じられるような、あと、説明を入れられるような仕組みを作って、拠点拠点にですね、駅の方からスマホ片手に昔を感じながら、亀城公園に来られるような仕組みにしてはどうかといったことを検討しているところでございます。今、予算等々の話しもございまして、表には、余り出せない状況ではございますけれども、そういうことも検討しているところでございます。貴重なご意見ありがとうございました。

○吉田(千)委員 どうもありがとうございます。更に活性化が進むことに期待しております。

○内田委員 実は、奇想天外な話なんですけど、関東銀行の元本店から亀城公園が見えたらどうかという話しなのね。見えないよね。公園マーケットが、壁になっているんですよ。あの公園マーケットは少なくとも建築して40年、50近い、いずれにしても所有者も変わったり、いわゆる空き店舗になったりして、あそこは3階建てかな、4階建てだったかな。上は住居になっているんです。景観という意味で、吉田(千)委員さんが言ったように、見えるかという意味合いが違っちゃったかどうか分かりませんが、駅前から来た時に、あれがないことを想定してご覧。まず、見えるのは裁判所、そして、その向こうに櫓が見えるという光景が思い描けるのね。そういうこともまちづくりの中で当然各課それぞれであるんだけど。そういう発想があれば、回遊ということが大きく違ってくるのかなと思いますので、そういう意味でまちづくりを考えたらばいいのではないかと思います。これは意見です。

○小坂委員長 他に、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、エ 平成29年度土浦市一般会計継続費精算報告書についての説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料9をお願いいたします。報告事項エの平成29年度土浦市一般会計継続費精算報告書でございます。資料を1枚おめくりいただきまして、土浦駅前北地区市街地再開発エリア外の土浦駅北通り線、190メートルにつきまして幅員9.5メートルから14メートルに拡幅整備する際に歩行者への安全・利便性の向上を図るとともに、無電柱化を進めることで街路及び街並みの景観を図ったものでございます。なお、支出額につきましては、平成27年度から3年間で7,645万3,000円となったところでございます。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、オ 平成29年度土浦市土浦駅前北地

区市街地再開発事業特別会計継続費精算報告書についての説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料10をお願いいたします。報告オの平成29年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計継続費の精算報告書でございます。1枚おめくりいたしまして、こちらは、再開発施設本体の整備の他、土浦駅前北地区市街地の再開発エリア内における土浦駅北通り線80メートルの拡幅整備を実施したものでございます。支出額につきましては、平成27年度から3年間で、64億5,804万3,600円となっております。施設につきましては、ご案内の通り、昨年11月27日にオープンとなっております。説明につきましては、以上となっております。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、(3)その他に入ります。アの工事発注状況報告については、資料に目を通していただき説明は省略させていただいておりますが、今回は特に、公園街路課から報告があるということですので、公園街路課岡田課長の方から説明をお願いいたします。

○岡田公園街路課長 今回、入札結果の中に、真鍋神林線の入札結果が入っておりまして用地取得の状況を含め、説明させていただきます。資料は別添資料11の6頁、7頁になります。地権者から工事同意をいただき、8月22日の入札で懸案でありました区間の工事を来年3月15日までの工期で契約をいたしました。30年度内の供用開始に向け、関係機関との調整を含め、対応してまいります。用地取得につきましては、地権者の方に、確認したところ、今回、業者が決まったという電話をして確認したところ、当初より、相続登記のところは、2週間程度遅れて、9月中旬ごろになるのではないだろうかというお話をいただきました。相続登記が完了した後、開発公社が所有する、中央一丁目の土地を代替え地として、契約を進める運びとなっております。今後も、地権者との連絡を密にしまして、速やかな取得の手続きを進めたいと考えております。報告の方は以上です。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問も無いようですので、次に、イ市施設におけるブロック塀の調査についての説明をお願いします。

○坂本建築指導課長 別添資料12をお願いいたします。市施設におけるブロック塀の調査についてでございます。1頁をお開き下さい。本年6月18日の大阪府北部を震源とした地震で、塀の倒壊被害が発生いたしました。それを受けまして、本市のコンクリートブロック塀につきまして、調査をいたしました結果を報告いたします。1番としまして、調査数でございますが、実施いたしました土浦市の施設数でございますが、475施設でございます。その内、コンクリートブロック塀等のある施設につきましては、93施設ございました。その内、建築基準法施行令に不適合の施設数が14、また、施行令に適合しない恐れのある施設数は、20施設ございました。大きな2番の施設一覧表の方で、番号に丸が付いている部分が、不適合の施設でございます。この内容につきま

しては2頁の方をご覧ください。右に書いてございますが、1番から6番までで、これに1つでも該当するものがあれば不適合となります。また、不適合以外のものにつきましては、4番の基礎、また、6番の塀に鉄筋が入っているかの有無が確認されていない状況ですので、再確認が必要ということになってまいります。これらの施設につきましては、小学校、中学校の不適合の施設について、夏休み期間中に実施するというところで、今現在動いており、今度の1日、2日位には完了する。または、遅いものでも、翌週の8日、9日位までには完了するというようなことで、必要なものは撤去。または、撤去した後、フェンス等にするように小学校、中学校へ処置をしていく。それに伴いましてその他の施設につきましても早急な対応をするということで、各施設の管理者の方につきまして、今その対応に動いている最中でございます。それと、市民に対しての広報でございますが、7月上旬につきまして、ホームページの方で周知をさせているところでございます。また、広報におきましても、8月上旬号において周知をしているところでございます。また、色々な面で予算対応等がございますが、それにつきましては、12月補正等も考えられるようなことで、現在、予算等も含めまして、進めているところでございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○柴原委員 あのね、いいですか。4番の「鹿島亭」と「藤沢貸付地（駐在所跡地）」は、どういう意味よ。3番は個人のものじゃないの。

○坂本建築指導課長 これは、土浦市の方で個人の方に土地の貸し付けしている土地の所在でございます。

○小坂委員長 土浦市の所有ということですか。

○坂本建築指導課長 はい、そういうことです。個人に貸してあるということですよ。

○小坂委員長 ということなんですか。

○柴原委員 そんなに塀は高くないでしょう。

○坂本建築指導課長 ここにつきましては、高さの方が7段のブロックで、最大で、1メートル70センチ位高さがございます。しかしながら、1メートル20センチ以上のブロック塀につきましては、控え壁を3メートル40センチ未満のところには1カ所、側壁「つかえみたいなもの」を設けなさいということになっております。それが無いということで、不適合の方になってございます。ほとんど不適合の部分につきましては、控え壁が無いということで、不適合となっております。それと、控え壁の無いものについては、ブロック塀の中に鉄筋が入っておりますが、鉄筋については、目視できるものではないので、レントゲンみたいなもの、または、ブロック塀の一部を壊すことにより鉄筋が入っているかチェックしております。塀の方につきましては、個人のものであるかについての、境界の問題もありますので、それについて、不明確なものについては、個人のものか市のものなのか、その確認については、現在行っているところでございます。また、境界等について不明確な部分等がある施設については、それがクリアーしてからでなければ次に移れませんので、それら2つの作業を現在、施設管理者の方で進められているところでございます。

○内田委員 消防庁舎は全部壊しちゃった訳ではないんだ。何で残っているの。

○坂本建築指導課長 近くにお墓があると思うんですけども、お墓との境のところにある塀です。

○内田委員 何で壊さないんだ。

○坂本建築指導課長 やはり、景観というか目隠しという意味で、すぐには壊していないという状況です。まあこれの詳しい話は管財課の方なんですけども。管財課の方に確認したところ、そのような話でした。

○吉田(千)委員 確認なんですけれども、34施設になりますが、その内14施設が不適合ということなんですけども、全部のところ、これからやりますよというお話が伝わっているのですか。

○坂本建築指導課長 この地震が発生した後に、まず、文部科学省が動きました。文部科学省の方が学校関係の方を先行してやりまして、それに合わせてまして国土交通省側の方が動いたということで、現在は同時に進んでおりまして、色々な調査の中で各管理施設者と調整をしながら、現地を調査したりと色々しまして、最終的にその不適合であるとか不明確な部分がある程度まとまってから、先週、各管理施設者を呼びまして、色々な問題、境界の問題とか所有者の問題などを含めまして、今後の対応ということで各管理施設の方で予算化して、できるものは早急に撤去、改修。できないものについては、一先ず境界の確認や測量を進めてもらうように説明をし、現在動いていただいているような状況でございます。

○竹内委員 東日本大震災の時に、私は、本会議で2回程、ブロック診断士の採用を考えた方が良いのではないかと。あの当時、全国でブロックを再点検しようということでブロック診断士というのは、民間の協会がやっているものなんですけれども、当時、本会議で2回程やって、瀧ヶ崎副市長の答弁でブロック診断士の採用を検討しますという答弁をいただいたんですけども、あれは一体どうなっちゃったのでしょうか。昔の議事録を読んで下さい。

○坂本建築指導課長 基本的に、建築基準法上の中で、塀というものは工作物の中に入ってきてますが、工作物というのは面積の計上というのは、ゼロ扱いなんですよ。というのは、建築法上許可、確認を取りなさいということになってきますと、10平方メートル未満でできてしまうというものですので、新しく家を改築するとかした場合には、家だけでなく、建築確認を取って、工作物の方については確認しないでできてしまいます。広報紙やホームページの方でも掲載したんですけども、専門家という表現を使っているんですけども、まずは、ブロックそのものは所有者の責任において確認して下さい。と。その中で、鉄筋であるとか基礎の部分については、専門家の方にも相談してみして下さいというふうな表現にしてございます。但し、建築基準法施行令の中で、2メートル20までしか駄目ですよと謳っている関係から、確認をして周知しているというような状況でございます。また、職員の方とも色々な確認の検査にっておりますので、その際に、見掛けて通報等があったものについては、直接所有者の方に確認しに行って、指導等をしているところであります。

○竹内委員 いずれも、あの当時の本会議等では、バックナンバーとして会議録がありますので、目を通しておいて下さい。ブロック診断士を採用するかしないか、ではなくて、検討しろと。そうしないとかこういう事態が起きる訳ですよ。全部倒れちゃう。ということでございます。よろしく申し上げます。

○坂本建築指導課長 分かりました。確認いたします。

○小坂委員長 ということでよろしいでしょうか。他に何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 他に、執行部の方からありますか。

○塚本都市産業部長 先程、都市計画課長からご説明申し上げました、中心市街地基本計画(案)のパブリックコメントのお話なんですけど、初日の全員協議会の際に、皆さまの机の方に資料として置かせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小坂委員長 他には無いようですので、執行部の方は退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

#### (執行部退席)

(休憩) 午後1時55分から(5分間)

午後2時00分から再開

○小坂委員長 休憩後に、引き続きまして、協議事項についてですが、4つ連絡事項があります。1つ目は、決算特別委員会の設置についてですが、各常任委員会から4人の選出と考えておりますので、よろしく願いいたします。まず希望者から。希望者はいませんか。

○竹内委員 体調が悪いので辞退します。

○勝田副委員長 最終的に回ってくると思いますので、私で良ければ。

○小坂委員長 希望者ということで、まずは、勝田副委員長。それから他にどなたか。  
(「吉田(千)委員」という声あり。)

○小坂委員長 では、吉田(千)委員という声がありましたので、吉田(千)委員よろしく申し上げますね。

○小坂委員長 あと、どうでしょうか。

(「委員長」やるしかないだろう)という声あり。)

○小坂委員長 では、小坂で。

(「あと1人」という声あり。)

○川原場委員 ここ、決算委員4人も出るの。

○小坂委員長 去年決まったんですよ。

○川原場委員 この委員会で。他のところはどうか。

○小坂委員長 他も4人です。

○川原場委員 何十人になっちゃう。

○小坂委員長 12人。

○川原場委員 じゃあ、内田さんやったら。

○内田委員 いやあ、川原場さん頑張ってくれよ。

○内田委員 委員長、質問。欠席している人と、出席している人とどちらが有利なんだろう。欠席した方が有利なの。

(「欠席した人は不利だよ。」という声あり。)

○小坂委員長 じゃあ川原場委員と内田委員と寺内委員ということで。では、その推薦された中で選ぶしかないと思いますが。では、お願いします。どなたか。

(「大先輩が。」という声あり。)

○小坂委員長 大先輩という声がありましたので、川原場委員。矢口(清)委員、何かご意見は。3人推薦されましたが。

○矢口(清)委員 それに従います。

○小坂委員長 その中でご意見がありますか。川原場委員、内田委員、寺内委員ということで。

○矢口(清)委員 寺内委員。

○小坂委員長 他にございませんか。

○川原場委員 寺内委員。

○内田委員 寺内委員でいっぺよ。

○小坂委員長 川原場委員も寺内委員、内田委員も寺内委員ということで。選ばれている人は、権利が無いので。竹内委員。

○竹内委員 川原場委員。

○小坂委員長 竹内委員は川原場委員。矢口(清)委員からも意見が出ましたので、寺内委員のお名前を入れさせていただいてもよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○小坂委員長 では、お名前を言います。勝田副委員長、吉田(千)委員、寺内委員、と私と4人ということで。すんなりと決まりました。よろしく願いいたします。続いて、2つ目ですね、土浦市女性団体連絡協議会との意見交換会ということで、要請がありまして、先日、私と勝田副委員長で、女性団体と打ち合わせをしまして、11月8日(木)午前10時に行くことを決定いたしました。午後2時から議員研修会がありますので、皆さん出席の方よろしく願いいたします。3つ目、議会報告会。11月10日(土)午後2時から、市民会館小ホールで開催いたします。報告会で中身を何にするか誰が報告するのかを決めたいと思いますが、前回は吉田(千)委員と、勝田副委員長にやっていただきましたが。また、同じでも良いんですけど。副委員長がこの辺は大変力を入れているところだと思いますので、引き続きお願いしたいと思いますので。勝田副委員長にある程度お願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○勝田副委員長 委員長と一緒に2人で頑張ります

○小坂委員長 少し考えて案を出しますので。

○吉田(千)委員 日程とどこでやるのかだけもう一度お願いします。



○小坂委員長 11月8日(木)10時から、男女参画室かな。そのあと同日14時から、議員研修会があります。これは、茨大の先生が行います。11月10日(土)14時からが議会報告会です。

○吉田(千)委員 今回は1回限りですか。

○小坂委員長 1回限りです。産業建設委員会の中身については、勝田副委員長と私である程度作ります。議会報告会は全員参加なので、病気以外の欠席は認めませんので、よろしくお願いします。あと、行政視察を予定しております。日程は、10月11日(木)と12日(金)で場所は、京都府京田辺市と滋賀県守山市で予定しておりますのでよろしくお願いします。詳細については、また、郵送にてお送りしますのでよろしくお願いします。また、各自1万円ずつ負担金を集めさせていただきますので、合わせてよろしくお願いします。

○竹内委員 私は行かないから俺の分はいいんだろう。

○小坂委員長 ということで、他に何かありますか。

○川原場委員 視察は柴原委員と私は欠席です。

○小坂委員長 無ければこれにて閉会としたいと思います…。あと、野球大会に向けた練習につきましては、9月7日と9月21日に行く予定です。ということで10月27日に野球大会をやる予定となっているので、よろしくお願いします。

○内田委員 10月27日が本番日。

○小坂委員長 はい。これが土浦市、つくば市、石岡市でやることとなります。

○勝田副委員長 負けると行けないですね。

○小坂委員長 そうですね。予選なので、予選に勝つと、本大会に行けるということです。10月1日午後につくば市で県南ブロックの予選があります。それから、全員協議会が9月4日9時30分からです。よろしくお願いします。以上で、産業建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。